

高校生の冬山・春山登山における安全確保指針 検討資料

1 高校生の冬山・春山登山の原則

[現行の取扱い]

高校生以下については、原則として冬山登山は行わない。

(公立学校長あて：県教委教育長通知)

【本県の現状（私立高校を含む）】

県内の15校が、登山部活動として冬山・春山登山を実施している。(H29 スポーツ庁調査)

《冬山・春山登山を実施した理由》(複数回答)

- ・指導者が冬山・春山登山に関し十分な知識と技術を有する。
- ・参加者の保護者の了解を得た上で実施している。
- ・必要な装備を携行している。
- ・実施個所の安全が確認されている。(標高が低い、積雪量が少ない等)
- ・実施内容を基礎的訓練の範囲内に留めている。



安全確保のためのルールづくりが必要

[原則の見直しの方向性]

- 高校生以下については、原則として冬山登山（冬から春にかけて主に雪上で実施する活動をいう。）は行わない。
- 長野県高等学校体育連盟登山専門部及び同専門部に加盟する各校登山部が行う場合は、県教委の定める「安全確保指針」を遵守した上で実施する。

2 安全確保のための具体的なルール（検討資料）

別紙

検討の対象とする活動 冬から春にかけて、主に雪上で実施する高校生の登山部等による活動（登山、講習会等）

1 活動の目的やねらいについて

A. 目的	B. 活動内容	C. 活動場所
<p><年間を通じた登山活動の視点から> ○高校山岳部として、年間を通じた登山全体の活動の目的やねらいを明らかにしてから、冬山・春山の活動の目的やねらいを検討すべきである。 ○年間を通じた登山活動の目的やねらいを見据えて、冬山・春山に何を学習すべきかを考えるべき。 ○山岳部としての目標は「夏山縦走・夏山合宿」であり、そのための安全教育を実践する。 ○健全な山岳スポーツとすることを目的としたい。</p> <p><自然環境を学ぶという視点から> ○自然環境に恵まれた本県として、自然と向き合える子どもたちの育成をリードする県でありたい。山岳部・登山部での活動の意義はそこにもある。 ○登山そのものを通じ大自然と触れ合い、そこから何を汲み取るかが大切である。 ○登山とは自然環境に身を委ねることであり登頂のみが目的ではない。</p> <p><自立した登山者を育成するという視点から> ○自分で考え、判断できる自立した登山者の育成を目的とする。 ○新学習指導要領でも、これからの教育は「自分で課題を見つけて取り組む」生徒の育成が求められており、冬山・春山登山においても重要な共通点がある。</p>	<p><活動範囲> ○規定を設けるとすれば「登頂を主目的としない」ということになる。条件が良ければ頂上に行くこともある。 ○登頂を第一目的とせず、安全が確保されたスキー場等での訓練ならば十分活動できる。 ○技術力や判断力が不足する高校生であることに鑑み、活動の内容は「基礎的登山技術習得」の範囲にすべきである。</p>	<p><活動場所> ○無線機・携帯電話が使用できる範囲での活動ならばよいと考える。 ○場所は顧問が決めた後、専門家に相談する流れでよいのでは。 ○冬山、春山へ高校生がチャレンジできる場所について、安全な候補地を情報提供したらどうか。また、その際に経験のある（力量のある）方へ指導、助言、および当日の支援を要請できるシステム作りはできないだろうか。 ○時期、地形、斜度、積雪量などから判断し、安全が確保できると認められる場所で活動する。</p> <p><顧問の力量との関係> ○場所を基準に考えると、顧問の力量との誤差が生じる。（力量が伴わない場合は事故が発生し、また活動可能な場所で活動できない場合も生じる） ○顧問の力量の範囲内だと考える。（顧問が生徒の活動に適切な制限をかけられる範囲） ○学校教育活動の範囲なので、学校現場の顧問や高体連登山部で考えるとよい。各校間で「活動の目的」に大きな違いが出ないようにしたい。 ○顧問の力量によって目的、活動内容、活動場所などが左右されてしまうのは好ましくない。生徒の活動を保障するために、顧問の資質向上に努めるべきと考える。</p>

2 事前に準備すべき事項について

A. 登山計画	B. 装備品	C. その他	
<p><計画立案（事前準備）> ○生徒の体力、技術に応じた計画であること。 ○コース、日程、荷物重量などに無理がないこと。 ○目的の山域や気象についての研究をし、荒天対策等万一の状態の待避ルートの研究を十分しておくこと。 ○事故発生時を想定したフローチャートを事前に作成しておくこと。 ○目的の山域と期日については目的地の関係機関（地元警察、地元市町村等）に照会し、山岳状況を十分把握しておくこと。 ○荒天対策やエスケープルートは計画時に必ず記載するもの。検討会で確認が必要だと考える。</p> <p><計画書のチェック（審査）> ○登山計画書は当然作成するもの。中信高校安全登山研究会のように自主的に第三者がチェックできるような仕組みを作りたい。 ○中信高校安全登山研究会のような、高校現場で登山計画書について意見を出し合う場が作れるとよい。 ○高体連登山専門部の中に登山計画書の「審査部」を作るという考えもある。 ○登山計画書は、学校長の承諾を得た後、高体連登山専門部に提出しチェックを受ける。 ○山岳総合センターは登山計画書の作成方法やポイントについて講習を行うことはできるが、各校の登山計画そのものに意見を述べるのは、高体連登山専門部に所属する職員がよい。</p> <p><計画書の提出> ○保護者から事前に参加承諾書を徴するとともに、登山計画書の写を渡しておく。 ○登山計画書は、10日前までに所轄警察署及び県教委スポーツ課（又は私学高等教育課）に提出すること。</p>	<p><高体連登山専門部の役割> ○高体連登山専門部は、夏合宿などの大きな山行について、各校の活動状況をつかんでおくことよい。 ○どの登山計画においても、事前の計画検討は必要だと思う。4地区の専門委員長と専門委員、計画のある顧問が集まっての検討会が設置できればよいと思う。そして、第三者のチェックとして山岳総合センターからも検討会に参加して欲しい。 ※大町市から東信や南信の検討会に出席いただくということは可能か。 ※距離や時間、旅費の問題等様々なことが課題となるように思う。 ※検討会は直接顔を突き合わせて行うべきと考えるが、センターからの出席が現実ではないとなれば、センターへメール添付で計画をあげ、センターの会議において意見・質問・助言等していただくようなことはできないかと考える。 ※専門委員長・専門委員、計画を発表する顧問の旅費等の問題もある。そのためにも、検討会を開催するときは、その位置付けを明確にする必要があるのではないか。</p>	<p><装備品（内容確認）> ○装備品は、スポーツ庁が示した「冬山装備チェックリスト」を基準とする。 ○目的の山域に適した通信手段を確保すること。（無線、衛星電話、携帯電話、有線電話、雷警報機） ○活動する場所により差異がある。計画の段階で確実なチェックが必要である。 ○救急セットはチェックリストに入っているが、その中身についての確認が必要。（自身が確実に使用できるか確認が必要。）救急セットの中身について、具体名をチェックリストに記載する必要がある。また、使用法についての事前研修も必要。 ○装備品は揃っているが使用法の理解不足が見受けられる。（アイゼン、ビーコン等）</p> <p><ビーコン> ○ビーコンは高価（5～6万円）であり各校での購入は難しい。また、山岳総合センターから借用できるが、数量が限られており新規購入が必要。 ○ビーコンについては、山岳総合センターで台数を増やしたり、最新の機種に更新したりしているが、値段が高いためなかなか進まない。何らかの資金援助があれば、もっと増やして、貸出体制を今よりも充実させることが可能である。 ○ビーコンが必要ということは多くの場合、プローブ、スコップも必要ということになる。各校クラブや高体連で購入ということは難しいと思う。このような装備が必要か否かを含めて計画検討会でチェックできればよいと思う。 ○ビーコンは学校単位での準備品でなくとも、県で数台保持し貸出しできるシステム作りが必要ではないだろうか。 ○ビーコンが必要な場所での活動は控えるべきである。</p>	<p><生徒が行う事前学習> ○日常でのクラブ活動（体力トレーニングや山行計画書作成等）の充実が安全登山につながるものと考ええる。 ○目的の山域の事前学習。（資料収集等） ○救急セットの使用法について、事前研修が必要である。 ○高校生の段階から、山岳認定医が関わって知識を広げることが、より良い安全登山につながる。</p> <p><保険加入> ○傷害保険の加入を義務づける。</p>

3 活動当日の留意事項について

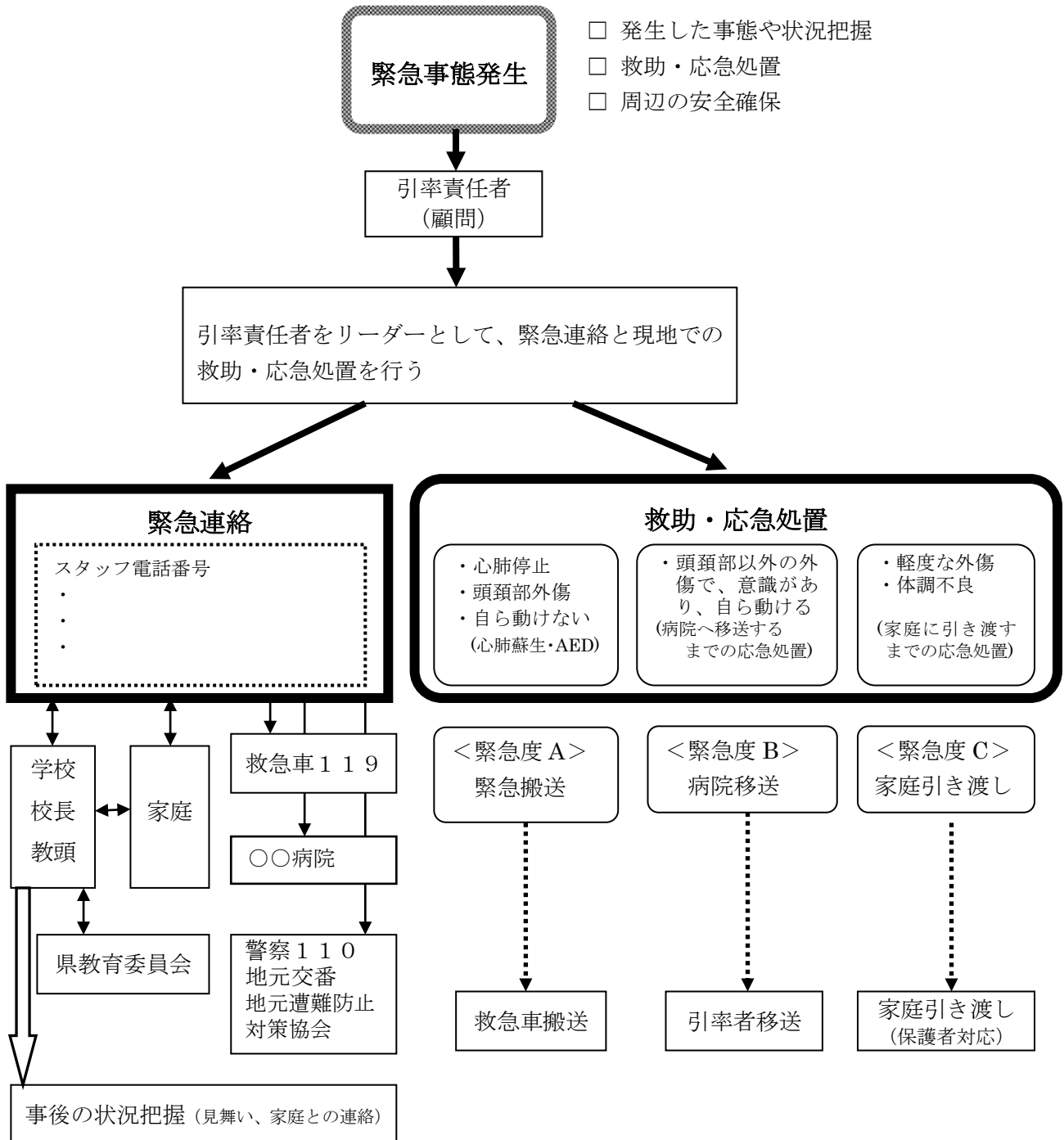
A. 活動時	B. 総括・振り返り
<p><引率心得> ○前例を踏襲するだけで、当たり前のことを慎重に行わない等の慣れが一番危険である。 ○荒天対策が必要である。 ○気象情報を把握する力が必要である。（顧問の力量に関係する） ○登山者が、事前にどんな知識を持っていて、現場でどう対応するかが今後の安全につながる。 ○2名以上で引率すること。 ○引率者を中心に常に統一行動をとり、単独行動から起こる事故防止に留意すること。</p> <p><参加者（生徒等）の観察> ○参加者の体調の把握が必要である。 ○参加者の体力・技能・心理的な状況や変化の把握に努める。 ○事前に健康に異常のないことを確かめ、活動中も常に健康観察に努めること。</p> <p><連絡体制> ○活動当日の連絡体制について、引率顧問と留守本部は全員が常に参加生徒の緊急連絡先を携帯し、緊急時には連絡を取り合える体制を作っておくこと。連絡用通信機器については、無線機のほか、携帯電話やスマートフォンを顧問が携帯しておく必要がある。</p>	<p><情報の共有> ○事後の活動総括（振り返り）が必要である。総括した内容を指導者が共有していく。 ○事故を未然に防いだ事例や、「ヒヤリ・ハット」した事例を記録、顧問研修会等で報告し情報の共有化を図ることは必要である。 ○活動場所の情報（地形、地勢、危険箇所等）を蓄積し、共有化することで、今後の活動に役立てたらよい。</p>

4 指導者（引率者）の育成について

A. 研 修	B. 研修の制度化	C. 資格条件
<p>＜研修内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「山行」とは考える現場である。また、学校とは異なる教育現場である。講習会を通じ顧問として考える力を身につけさせたい。 ○年間を通じた医学知識を得てもらいたい。 ○判断力について <p>登山のリスクマネジメントでは、適切な判断ができることが重要である。顧問がその力をつけるための研修の場を確保することが重要である。</p> <p>＜研修の企画・運営＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高体連登山部が顧問研修会を企画する。講師は経験ある山岳部顧問が行う。 ○山岳総合センターが今年度行ったような顧問研修会を実施する。 ○山岳総合センターが県内4地区に講師を派遣して出前講座を行う。 ○山岳総合センターが行っている一般登山者向けの安全登山講座に、山岳部の顧問が参加しやすい体制作りを進める。 ※危機管理の講座に限らず、高山植物などの自然学講座も含めて幅広い力を付ける。 ※参加しやすい体制の例として <ul style="list-style-type: none"> ①講座への参加は出張扱いとする。 ②参加費用の一部を公費から出す。 ③講座への参加を義務化する。 など 	<p>＜研修の制度化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○強制力をもたせ、安全性をよりシビアに担保するためには、研修参加が生徒引率の可否にリンクするような仕組みを考えてもよいのではないか。 ○義務研修とするならば、制度化する必要がある。 ○顧問（指導者）育成システムを制度化したい。 ○「山岳総合センター」での研修も「総合教育センター」での研修と同様に、すべての研修講座が学校出張扱いならば参加しやすいのではないか。また、山岳総合センターが行う顧問研修に加えて、山岳に係る多岐にわたる講座を受講させたい。 ○「顧問向け義務研修扱い」の研修であれば顧問も参加しやすいのではないか。 	<p>＜顧問の力量等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○顧問の力量が生徒の活動に直結している。「顧問の力量」の定義づけが必要。何をもちょう力量のある顧問とすることを整理し、広く学校現場に知らせていく必要がある。（義務研修受講の有無により力量を判断する等） ○無積雪期と積雪期を問わず、顧問はリスクマネジメントの第一歩として、自らが生徒を指導して登山をすることができる対象の山・ルートや時期などを把握しておく必要がある。（顧問自らが、自分自身の指導できる範囲を自覚しておく） <p>＜公認資格制度等の活用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日体協の山岳指導員制度を活用したい。 ○公認資格としては、日体協公認指導員資格があるが保有者は少ない。 ○山岳ガイドのように講習参加を義務化した方が、研修に参加しやすいのではないか。（補足：山岳ガイド対象の年2回の講習内容は顧問対象にもなり得る） <p>＜外部指導者の活用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教員がすべてを担うのではなく、外部専門家の活用も検討すべき。 ○登山活動中は顧問の技術力や判断力が問われる。積雪期の活動許可条件として、山岳総合センターの講習を受けていることや、日体協の指導員資格を持っていることは必要と考えるが、それを顧問に求めるには難しい面もある。校務分掌上割り当てられた先生は冬山での活動は行いたくない方も少なくないと思われる。しかし、これでは生徒が冬山での活動を求めているときに活動できない。そこで、顧問が資格を持っていなくても外部指導者や外部引率者をお願いできないかと思う。その方がセンターの講習会を受講している、日体協の指導員資格を持っている、ガイドである等の条件を満たしていれば活動可能とできないか。

緊急時対応マニュアル（例）

<ポイント> 状況把握・安全確保・複数体制（応援の依頼）



適切かつ迅速に対処し、被害を最小限にとどめる

- ① 負傷者の状況把握および心身の安定・安静を図る。
- ② 迅速で正しい応急処置（必要に応じて AED 使用）、救急車（119）の要請。
- ③ 頭部外傷、脊髄損傷、内臓損傷の疑いは、医師や救急隊員の指示を待つ。
- ④ 保護者への連絡は予断や推測を交えず、事実を正確に伝える。
- ⑤ 保護者に引き渡すまでは、付き添い、看護に当たる。